

. 4 . 3 . 中央児童福祉審議会

緊急に実施すべき母子保健対策に
ついて (45.1.12.)

本審議会は、昭和43年12月当面推進すべき母子保健対策について、その全般にわたって意見具申を行なったところであるが、今日の急激な社会変動を考慮するとき、次に述べる諸施策は、とくに早急に実施する必要があるため、母子保健法第7条の規定に基づき、意見を具申する。

本審議会が、この意見書で述べる施策については、すみやかに実現されるよう強く要請する。

1 社会変動に応じた母子保健対策の確立

母子保健の目的は、母と子の心身の健康を保持増進し、幸せな家庭を築き、次代をになう健全な国民を育てることにある。

わが国の最近の現状は、著しい人口の都市集中化や国民生活様式の急変によるひずみ、たとえば、長時間の通勤をしている妊産婦や中層アパート等に居住している妊産婦の流早死産の危険性、急速に膨脹する住宅団地等における医療機関の不足による母子の保健管理の不徹底、母乳栄養児の減少傾向、虚弱児、肥満児等の増加など人口過密地域における弊害や農村における婦人の労働過重やそれに伴う栄養欠陥児の増加など人口過疎地域における弊害が、わが国の母と子の健康に重大な影響をおよぼしているところである。

したがって、このような激しい社会変動に応じ、地域の特性と社会的ニードに即応した母子保健管理体制を確立することが急務である。当審議会においても、このような体制を確立するための基本の方策について、今後検討を重ねて行くこととするが、政府においても、個々の施策の実施に当たって、このような事情を十分配慮する必要がある。

また、国民総生産の飛躍的増大を考えると、国の繁栄の基礎となる母子保健関連施策に対しては、思いきった投資が必要である。

2 母子保健医療体制の整備充実

妊産婦および乳幼児の疾病の発生予防や適切な医療の確保は、母子保健対策としてきわめて重要な課題であるが、農山村や急膨脹をつづける都市郊外住宅団地における母子保健医療の機関や要員の不足はますます顕著とな

り、妊娠、分娩、産褥、育児の一貫した母子の保健医療管理に、重大な障害をきたしている。

この解決のためには、地域の人口密度や年齢構成の変化、母子疾病構造の変化に即応した「母子保健医療網」を計画的に整備する必要がある。この際、病院、診療所、および保健所、母子健康センターなどの保健医療機関の機能の再編成と適正配置を行なうとともに、県単位程度で妊娠中毒症、分娩時出血および未熟児養育、交換輸血、新生児外科などの処置のできる母子専門病院の計画的配置を行なうこととする。なお、分娩前後の異常事態の発生に必ず対応できるように、産科救急器具および救急自動車の整備、血液の確保および医師、看護婦等人員の確保を行なうとともに、僻地、過疎地域については、迅速な患者輸送などの措置を考慮する必要がある。また、これら保健医療機関の機能を有機的かつ組織的に連繋させるため、地域に関係者の連絡調整のための機構を確立するなど、すべての母子が、あまねく総合的な保健医療が受けられるような計画を樹立すべきである。

3 健康診査、保健指導の徹底強化

妊産婦死亡の減少を図るとともに、精神薄弱、脳性麻痺等の心身障害児や心身障害を発生するおそれの多い未熟児・重症黄症の発生を予防し、わが国の人口資質の向上を図るためには、まず妊産婦と乳幼児の健康診査の徹底を図り、母子保健管理体制を確立することがきわめて重要である。

しかるに従来は、制度的にも予算的にもいまだ低所得者だけを対象としており、きわめて不十分であるので、人口資質の向上を図る見地から、すべての妊産婦、乳幼児の保健管理を徹底する必要がある。これがためさし当たり、健康診査を所得と関係なく全妊婦、全乳児に公費負担によって実施する必要がある。

なお、これらの健康診査の徹底を図るために、巡回健診等のサービスを強化するとともに、栄養強化や生活指導（母子保健体操等）を含めて、健診後の保健指導の徹底を図る必要がある。

4 医療援護の推進

健康診査、保健指導等によって発見された疾病や異常のある妊産婦、乳幼児、とくに妊娠中毒症や糖尿病の妊産婦、重症心身障害等のハンディ・キャップを負いやすい未熟児や先天的に心臓等臓器障害をもった乳児などについては、だれもがひとしくできるだけ早期に十分な医療が受けられるように、その費用についての家庭負担の

軽減を図り、医療援護を推進する必要がある。

また、既に固定した障害をもった幼児に対しては、その発育を十分考慮して、補装具を交付するなど、母子保健対策の関連事業としての障害児援護を推進する必要がある。

5 母子保健事業の推進および母子保健思想の普及

母子保健事業の円滑なる推進のためには、国民の母子保健に対する自覚と正しい理解がなくてはならない。このため、国、都道府県、市町村において、いろいろな対策が進められているが、わが国の母子保健思想の普及の状態は、一般的にはきわめて低調であるので、この思想普及の徹底を図るために、たとえば学校教育の中で、純潔教育のみならず、結婚、妊娠、分娩、産後の正しい知識を教えるとともに、結婚前後の婦人に対しても、家族計画等を中心に正しい理解を高めるなど、この対策は、緊急課題として推進される必要がある。

また、母子保健事業が国民の正しい理解のもとで、地域組織にまで浸透し活発に推進されて行くためには、民間のボランティア活動に期待するところがきわめて大きいので、既存の母子保健関係団体の事業を助成して、ボランティアの育成を図り、着実な効果をあげるよう、一層の努力をする必要がある。

6 母子保健指導要員の養成訓練と待遇の改善

母子保健を推進するためには、よく訓練された人的資源の活用が必要である。とくに、社会変動の激しい現代社会にあっては、この時代の要請に応じられるように教育訓練された母子保健指導要員の量的充足と質的向上がきわめて重要である。

しかるに、わが国の現状は、母子保健事業に携わる医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦等の不足が著しく、きわめて深刻な事態となっている。

これら指導要員の質、量の改善のためには、その不足の原因ともなっている身分の確立や待遇の改善等に深く配慮しつつ、その養成と大幅増員について関係方面に積極的に働きかけると同時に、十分な現任訓練（研修）を行なうことにより、その質量の向上を図るべく、早急な対策が必要である。

7 母子保健に関する研究開発の促進

日進月歩の医学の進歩や変動激しい社会情勢に対応しながら、母子保健対策の成果を高めて行くためには、母子をとりまく環境や疾病についての総合的な研究体制の

確立が緊要である。

現在，母子保健に関する緊急課題としては，進行性筋ジストロフィー症，脳性麻痺，自閉症，ダウン症候群，電動義手等の研究が進められており，その成果も次第にあがってきているところであるが，さらに，小児心疾患，小児嚔息等の研究の着手も急がなければならない。今後は，その研究の重点を疾病の発生予防におき，その研究達成のために，さらに多額な研究投資を行なうことが必要である。